

株式交付についての特例の見直し

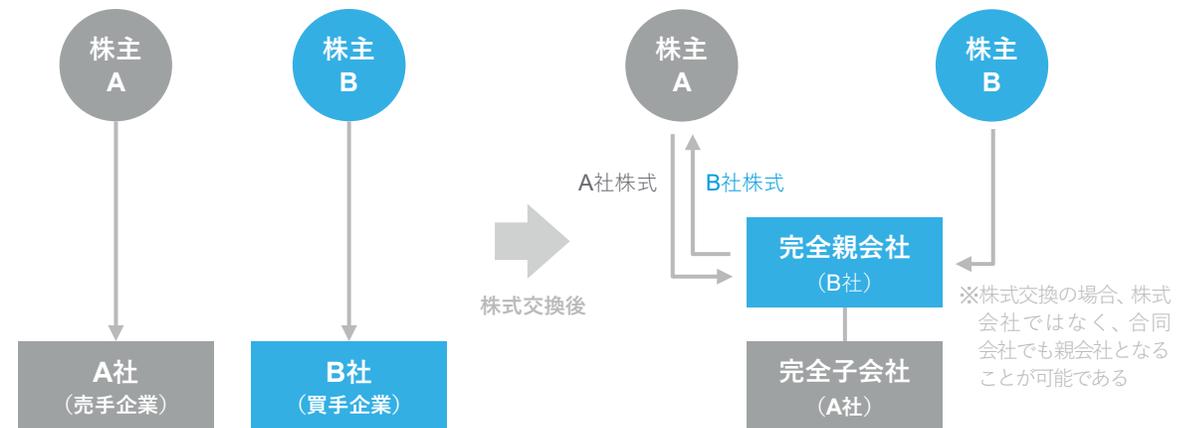
背景・目的

令和3年度税制改正において、産業構造の変化の中で企業価値向上を図り、事業再編等を行いやすい環境を整備するため、株式対価M&Aの促進を目的とした特例措置が創設された。それにより、一定の要件を満たす株式交付制度*については、株式交付子会社の株主の譲渡益に対する課税が繰延べられることとなったが、昨今では資産管理会社を利用した当初の意図と異なる活用事例が発生している背景から、繰延べ要件について厳格化が図られることとなる。

株式交付制度

国内の株式会社が、他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。100%買収（完全子会社化）が前提に実施される株式交換制度（右図）とは異なり、50%～100%の部分買収で他の株式会社を子会社化することが可能となる。

株式交換のイメージ図



現行・改正案の比較

	現行	改正案
制度内容	<p>株主Aは、P社株式を対価としてS社株式を譲渡しているため、株主Aは当該譲渡益に課税されるが、令和3年度税制改正において、この譲渡に係る所得計算の特例が設けられ、P社が対価としてP社株式を交付する場合には、株主Aの譲渡益に対する課税を繰延べることとなった。(P株式にあわせて金銭等を交付する混合対価の場合には、金銭等が20%以下であるものに限る)</p>	<p>改正後は、株式交付後にP社が同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する場合には課税の繰延べから除外する旨を定めている。令和5年10月1日以降に行われる株式交付について適用する。今回の改正はP社（株式交付親会社）が元来同族会社である場合の他、株式交付により新たに同族会社になった場合にも除外の対象となる。</p>
イメージ図		